



平成 30 年 3 月 28 日

各 位

株 式 会 社 ニ チ リ ン
代表取締役 社長執行役員 前田龍一
コード番号 5 1 8 4 東証第 2 部
問合せ先 取締役常務執行役員 森川良一
TEL (079) 252-4151

監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第 41 条の規定に基づき、監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査役の氏名

- ・常勤監査役 手塚 俊 雄
- ・社外監査役 木村 美 樹

2. 責任限定契約の締結日

平成 30 年 3 月 28 日

3. 責任限定契約締結の根拠

当社定款（抜粋）

第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以上